

さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美 様

2020年3月9日

さいたま市教職員組合
執行委員長 大澤 博

さいたま市教育委員会の「働き方改革」に関する要求書

さいたま市の学校教育の条件整備並びに山積する子どもと教育をめぐる課題に対する貴職の努力に対し、敬意を表します。

さて、国会での給特法の改定にともない、各自治体での条例策定の動きも始まっています。さいたま市教職員組合は、変形労働時間制の導入に強く反対しています。しかし、やむを得ず変形労働時間制を含む勤務時間等の変更がある場合、その内容や実施については当組合との交渉事項であると確信しています。現在、学校業務改善検討委員会へのお誘いもなく年度末の多忙な時期になりますが、遺憾なく話し合いが進められているか憂慮しています。

2020年度のさいたま市教職員の「働き方改革」に関して、下記の項目について要求しますので、文書での回答を強く要望するとともに誠意ある交渉実施を要求します。

記

1. 「2020年度さいたま市働き方改革の方針」および勤務時間の「上限方針」等の策定にあたっては、さいたま市教職員組合との交渉を経て決定すること。
2. 教職員の定数を増やすことおよび具体的な業務の削減なくして、上限だけを設定しないこと。また、「上限時間を守ることのみを求める」行為や「実際の時間より短い虚偽の時間を記録する」行為があった場合に、文部科学省大臣の答弁にあったように「職場の先生たちからも教えていただくような仕組み」を構築すること。またこのような行為が起らないようにすること。
3. 「学校業務改善検討委員会」の委員として、当組合員を加えること。
4. 今回の働き方改革は教職員の命と健康を守ることを目的としていること踏まえ、「上限方針」の実行が可能であるという結果をもって、変形労働時間制導入の根拠としないこと。
5. 時間外の業務を削減することを前提とし、割り振り変更の対象の明確化と拡充、職員への周知を行い、割り振り変更がより現場で活用できるようにすること。

以上

「働き方改革」問題で要求書提出 時間外勤務「上限」策定が 変形労働時間制導入の 根拠となつてはならない

市教組は、3月9日に「働き方改革」に関する要求書を市教委に提出しました。

時間外勤務の「上限」策定については、文科省が従来は「ガイドライン」としていたものを「指針」に改め、1/17に官報で告示し、全国の教育長宛に「指針」の告示等について「通知」を发出しています。

「変形労働時間制」と連動して進められており、本来の「働き方改革」には使われない恐れがあります。そのために緊急に要求書を提出し、併せて交渉を要求しています。

時間外勤務の「上限」とは

学校で勤務する時間外勤務の限度をいいます。原則、一ヶ月で45時間、一年で360時間を超えないものとしており、特別な事情がある場合でも、時間外労働時間は、一ヶ月100時間未満、一年で720時間を「上限」とするとなっています。さいたま市はこれを2月に条例化しました。この「上限」を守るために「変形労働時間制」を導入し、時間外労働時間が減ったように見せかけるなど、実体を伴わない勤務時間改善に使われるのではなく、本来の過密労働解消の指針として使われるようにすることが重要で、市教組はこれを要求しています。

市教組定期大会 並びに講演会 (学習会)

日時 5月22日(金) 18時(5/15より変更)

場所 浦和コミセン第14集会室

今年の大会は、毎年の活動方針などの討議に加えて、今問題になっている変形労働時間制についての講演(学習)を行います。

演題 「変形労働時間制では教職員のいのちと健康が守れない！」

講師 佐々木司さん (理学博士・大原記念労働科学研究所)

あなたもぜひ組合へ

職場での困りごと(生活・権利、パワハラ、教育実践など)があった時、一人ではなかなか対応できなくても、力強い仲間がいて、あなたを支えます。

カンパにご協力を

いつもこの「さいたま市教組新聞」をお読みくださりありがとうございます。この新聞は、皆さんからの「組合カンパ」に支えられています。ボーナス時のカンパにもご協力お願いします。

人事や仕事の様々なの困りごとには組合へ!

組合員でなくても相談のりです。経験豊かな教職経験者が対応します。

さいたま市教組

TEL 048-641

FAX 048-648

35667

